

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 青木 篤 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒105-8423 日本国東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門3 7森ビル青の特許法律事務所		発送日 (日.月.年) 05.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 P180226W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/014786	国際出願日 (日.月.年) 06.04.2018	優先日 (日.月.年) 10.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G09F13/18(2006.01)i, F21S2/00(2016.01)i, A63F7/02(2006.01)n, F21Y113/10(2016.01)n, F21Y115/10(2016.01)n			
出願人 (氏名又は名称) オムロン株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 22.05.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 砂川 充 電話番号 03-3581-1101 内線 3241	2D	9231

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3	有
	請求項	1-2	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-3	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 JP 2017-84763 A (パナソニックIPマネジメント株式会社) 2017.05.18, 全文, 特に【要約】, 【0014】 - 【0017】, 【0026】 - 【0029】, 【0034】, 全図, 特に図3, 図9-図10 & US 2017/0115441 A1, 全文, 特に ABSTRACT, [0035]-[0039], [0052]-[0056], [0064], 全図, 特に図3, 図9-図10 & CN 106611571 A

〔請求項1〕

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載された発明であるから、新規性及び進歩性を有しない。

文献1に記載された「絵柄パターン4」は、請求項1に係る発明の「パターン」に相当し、以下同様に

「光源2Aからの光が入射する側面1aと、光源2Bからの光が入射する側面1bと、光源2Cからの光が入射する側面1cと、光源2Dからの光が入射する側面1d」(【0014】)は、「入射面」に、

「光源2A, 2B, 2C」は、「光源2Aから出射する光3aが赤色、光源2Bから出射する光3bが緑色、光源2Cから出射する光3cが青色である」(【0015】)から、「互いに異なる色を持つ光を発する複数の光源」に、

「微細形状5」は「プリズム」に、

「表示装置」は「多色表示装置」にそれぞれ相当する。

文献1には「諧調値は、微細形状5の高さh、あるいは微細形状5のピッチpで制御する。例えば、諧調値が大きい点は、高さhを大きくするか、あるいはピッチpを小さくする。微細形状5の反射面に対応するように赤、緑、青、白色の各色を、導光板1の側面の各辺から入光することにより、色再現性が高い美しいカラー画像、多色画像を表現することができる。」(【0029】)という記載がある。すなわち、赤、緑、青、白色の色ごとに微細形状5のピッチpを設定して諧調値(審査官注:「諧調値」と解する。)を制御することにより、色再現性が高い美しいカラー画像、多色画像を表現できると認められる。微細形状5のピッチpを設定することはプリズムの配置密度を設定することと異なる。

<補充欄に続く>

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## 〈第V欄の2. の続き〉

更に段落【0017】、【0034】、図3からみて、文献1に記載された発明は、パターンの色に応じて複数の光源のそれぞれについて複数のプリズムのうちの当該光源からの光を反射するプリズムの配置密度が設定されると認められる。

したがって、請求項1に係る発明は、文献1に記載された発明との相違点が見いだせない。

## 〔請求項2〕

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載された発明であるから、新規性及び進歩性を有しない。

文献1には次の記載がある。

## 「【0015】

第1光源としての光源2A、2B、2Cは、光源2Aから出射する光3aが赤色、光源2Bから出射する光3bが緑色、光源2Cから出射する光3cが青色である。第2光源としての光源2Dは、出射する光の色が光源2A、2B、2Cとは異なる白色の光3dである。」

前記複数の光源2A-2Dのうち二つの光源に着目すれば、複数の光源のうちの第1の光源は第1の色を持つ光を発し、前記複数の光源のうちの第2の光源は第2の色を持つ光を発しているといえる。

また、文献1の段落【0016】-【0017】、【0026】-【0029】、【0034】、図3、図9、図10からみて、文献1に記載された発明は、導光板1の後壁面1fに絵柄パターン4に応じて微細形状5の集合体が形成され、光源2A-2Dから出射される色ごとに微細形状5のピッチpを設定して階調値を制御することにより、色再現性が高い美しいカラー画像、多色画像を表現するものである。そうすると、文献1に記載された発明は、パターンの色に含まれる第1の色の成分が第2の色の成分よりも多い場合、複数のプリズムのうち、第1の光源からの光を反射する第1のプリズムの配置密度は、前記複数のプリズムのうち、第2の光源からの光を反射する第2のプリズムの配置密度よりも高くなるように、前記第1のプリズム及び前記第2のプリズムの配置密度が設定されると認められる。

## 〔請求項3〕

請求項3に係る発明は、当業者にとって文献1からみて自明のものであるから、進歩性を有しない。

文献1に記載された絵柄パターン4を、異なる色からなる第1のサブパターンと第2のサブパターンとから構成することは、絵柄に応じて当業者が適宜なし得る。その際、文献1に記載された発明は、前述したとおり光源から出射される色ごとに微細形状5のピッチpを設定して階調値を制御することにより色再現性が高い美しいカラー画像、多色画像を表現するものであるから、前記各サブパターンの色に応じて光源からの光を反射するプリズムの配置密度が設定されると認められる。